

第2期 

# 高槻市文化振興ビジョン

---

Takatsuki City Cultural Promotion



令和3(2021)年3月



## はじめに



高槻市は大阪と京都の中間に位置し、北摂山系の美しい山並みや淀川、芥川などの豊かな水とみどりに恵まれ、悠久の歴史と豊かな文化とともに発展してきました。

本市では、文化芸術に関わる様々なひとたちが連携、協力して文化芸術振興に取り組むための指針として、平成26(2014)年3月に「高槻市文化振興ビジョン」を策定し、心豊かな市民生活を実現するとともに高槻の魅力を一層高めるため、様々な文化芸術振興施策、事業を展開してきました。

ビジョン策定からこれまでの間、文化芸術を取り巻く環境は変化しています。平成29(2017)年に「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が成立しました。文化芸術基本法では、年齢や障がいの有無などにかかわらず等しく文化芸術にふれることができる環境づくり、様々な関連分野との連携などが求められています。本市においても子どもから高齢者まであらゆる人が生涯にわたって文化芸術にふれることができる環境づくりを進める必要があります。

そのようななか、この度策定しました「第2期高槻市文化振興ビジョン」では、これまでの取り組みを活かしながら、とりわけ子どもや青少年、障がい者や高齢者の方々に対して、さらに文化芸術に親しむ機会を拡充していくとともに、市民の活発な文化芸術活動への支援や令和5年春に開館予定の「高槻城公園 芸術文化劇場」を中心とした事業展開、様々な分野との連携など、市民の活力と都市の魅力を一層高めるような文化芸術施策を実施していくこととしています。

本ビジョンに基づき、(公財)高槻市文化振興事業団を核に、市民、高槻市文化団体協議会をはじめとする関係団体、様々な文化芸術関係者と相互に連携、協力することで、本市が魅力にあふれ、市民がいきいきと暮らす街となるよう取り組んでまいります。

結びに、本ビジョンの策定にあたり、ご尽力を賜りました高槻市文化振興審議会委員の皆様をはじめ、多くの関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和3(2021)年3月

高槻市長 **濱田 剛史**



# 目次

<b>第1章 策定にあたって</b> .....	1
1 策定の趣旨 .....	1
2 策定の背景 .....	1
① 社会の動向 .....	1
② 本市の特徴・個性 .....	2
③ 文化芸術基本法の理念と本市の考え方 .....	3
3 本ビジョンにおける文化の範囲 .....	3
4 本市の文化的特性 .....	4
① 本市の文化振興施策 .....	4
② 市民による活発な活動 .....	4
5 ビジョンの位置づけ .....	5
6 計画期間 .....	5
<b>第2章 本市の文化芸術を取り巻く現状と課題</b> .....	6
<b>第3章 ビジョンの基本的な考え方と施策の方向性</b> .....	12
1 実現に向けた2つの柱 .....	12
① 市民の活力を高める文化 .....	12
② 都市の魅力を高める文化 .....	12
2 4つの基本方針と8つの施策体系 .....	13
<b>基本方針1 文化芸術に親しむ機会の創出</b> .....	15
① あらゆる人が優れた文化芸術にふれる機会の充実 .....	15
② 障がい者・高齢者が文化芸術に親しむ機会の拡充 .....	15
③ 子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の拡充 .....	15
④ 生涯学習の充実 .....	15
<b>基本方針2 地域・関連分野との連携・支援</b> .....	16
① 本市の魅力を高める活力ある文化芸術活動等への支援 .....	16
② 地域施設における文化芸術活動の場の充実 .....	16
③ 産業・観光分野との連携 .....	16
<b>基本方針3 劇場の魅力向上</b> .....	17
① 高槻城公園 芸術文化劇場における事業の展開 .....	17
② 拠点文化施設の一体管理による効率的な管理運営 .....	17
③ 高槻城公園として調和の取れた空間づくり .....	17
<b>基本方針4 効果的な情報発信</b> .....	18
① 広報誌やSNS等を活用した幅広い世代、対象に向けた効果的な情報発信 .....	18
② 本市独自の文化振興施策等を通じた情報発信 .....	18
<b>第4章 ビジョンの推進のために</b> .....	19
1 期待される役割 .....	19
2 ビジョンの推進 .....	20
<b>資料編</b> .....	22

## 01：策定の趣旨

「文化」とは、最も広く捉えると、衣食住をはじめとする暮らしや、価値観など人々の生活に関わるすべてのことを意味します。「文化」は、心豊かな生活を実現していく上で必要なものであると同時に、すべての人が生まれながらにして保障されている権利です。また、わたしたち一人ひとりの誇りやアイデンティティを形成する、心のよりどころとなるものです。

地域で育まれた「文化」は、ふるさとへの誇りや愛着を養い、個性豊かなまちづくりを進めるための基盤となります。市民一人ひとりが地域で育まれてきた「文化」を次の世代へ継承し、広く共有することが、わたしたちの心に「ふるさと」としての想いを芽生えさせます。人々の「ふるさと」への想いが、地域の文化をより一層豊かなものとし、まちににぎわいや活力をもたらします。

本市においても、歴史ある成熟した都市として、心豊かな市民生活を実現するとともに、都市の魅力を高めていくため、まち全体で「文化」の振興を図り、「文化」の力をまちづくりに活かしていくことが必要です。

本ビジョンは本市の文化振興にあたっての基本的な考え方や方向性を示す指針として、策定するものです。

## 02：策定の背景

### ① 社会の動向

少子高齢化及び人口減少が進み、ソーシャルネットワーキングサービスなどの普及によって、人と人とのつながりの形が変化していくなかで、価値観や考え方が多様化、複雑化しています。また、多くの災害や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行といったこれまでに経験のない事態に直面するなかで、わが国は新たな局面を迎えようとしています。

文化振興施策においては、平成29(2017)年に「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が成立し、平成30(2018)年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立しました。幅広い分野との連携や、より多くの人々への働きかけを求めるなど、文化振興の分野も新たなステージに入ったといえます。

そのようななかで、地方公共団体には「文化芸術基本法」において「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務として規定されるなど、計画的に文化振興を担っていくことを期待されています。

本ビジョンはこの「地方文化芸術推進基本計画」にあたるものであり、本市においても「文化」の力を活かした都市の魅力向上や地域の活性化などを図っていくことが重要です。

## ② 本市の特徴・個性

### Ⅰ 地理的特徴

本市は、大阪府北東部の一角を占め、商都大阪と古都京都の中間に位置しています。古来淀川と西国街道という水陸交通の要所にあたり、現在はJR東海道線・新幹線、国道171号、名神高速道路など東西交通の大動脈が通過しています。

また、平成28(2016)年3月に「特急はるか」が、平成29(2017)年3月には「特急サンダーバード」がJR高槻駅に停車することとなり、平成29(2017)年12月に新名神高速道路の高槻ジャンクション・インターチェンジが開設されるなど、この数年間で利便性が飛躍的に向上しました。さらに令和5(2023)年度中に新名神高速道路の全面開通が予定されており、人・もの・情報の交流がさらに促進され、都市機能の充実、都市魅力のさらなる向上が期待されます。

### Ⅰ 豊かな歴史遺産

琵琶湖に発し山城盆地の水を集めて大阪湾に注ぐ大河・淀川。市内には、継体大王の真の陵墓といわれる今城塚古墳をはじめ、淀川とその水運に育まれた数多くの歴史遺産が所在し、長い歴史を語りかけています。

なかでも、畿内でもいち早く米作りがはじまった弥生時代の環濠集落・安満遺跡や、邪馬台国の時代の安満宮山古墳から、中臣(藤原)鎌足墓とされる阿武山古墳にいたる三島古墳群は、長きにわたってこの地域に安定した勢力が存在したことの証です。

奈良平安時代、高槻は先進的で豊かな農村地帯であり、玉川や卯の花が歌枕に登場し、平安歌人・伊勢姫や能因法師の伝説が今に残ります。

また、戦国時代、芥川山城に拠った三好長慶は、織田信長に先駆けて畿内に号令しました。彼らの部将であった高山飛騨守・右近父子はキリシタンとして知られ、発掘されたキリシタン墓地は、宣教師の記録を裏付ける貴重な資料となっています。

江戸時代の高槻城は、徳川幕府による西国支配の重要拠点でした。高槻城下、西国街道の宿場・芥川、酒造りで知られた富田は、現在の高槻の原型ともいえます。また富田酒や服部煙草、寒天、淀川三十石船に漕ぎ寄せたくらわんか舟など、当時全国に知られた名物をも生み出しました。日本史の面影を垣間見る歴史遺産が、本市には息づいているのです。

令和3(2021)年には、約2,500年前の弥生時代の環濠集落で、弥生時代の「クニ」の移り変わりを明らかにすることができる国宝級の史跡「安満遺跡」が広大な緑空間を兼ね備えた公園として開園予定です。日本で唯一、居住域・生産域・墓域があわせて発掘された遺跡であり、公園にもその3つの要素を取り入れ、弥生時代の暮らしぶりをたどることができます。

### ③ 文化芸術基本法の理念と本市の考え方

文化芸術の意義に対する国民の意識の高まりを背景に、文化芸術全般にわたる法律として、「文化芸術振興基本法」が平成13(2001)年12月7日に公布・施行されました。その後、平成29(2017)年に同法が改正され、「文化芸術基本法」が成立しました。

文化芸術基本法では、文化芸術振興を行うにあたっては、文化芸術活動を行う人々の自主性や創造性を十分に尊重するなど、10項目の基本理念が示されています。

平成29(2017)年度の改正では、「年齢、障がいの有無又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備」、「児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性」、「観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との連携」などの項目が追加されました。

本市としても、子どもや青少年、障がい者や高齢者などに対して文化芸術にふれる機会を拡充していくことや観光・産業・教育・福祉など様々な分野との連携を推進していくことが重要であると考えています。

## 03：本ビジョンにおける文化の範囲

本ビジョンで取り上げる文化の範囲は、文化芸術基本法第8条～第14条に示されているものとします。

#### 【参考】文化芸術基本法

<第8条～第14条>

- ( 芸 術 ) : 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- ( メディア芸術 ) : 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ( 伝統芸能 ) : 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ( 芸 能 ) : 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ( 生活文化 ) : 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
- ( 国民娯楽及び出版物等 ) : 囲碁、将棋その他の国民的娯楽、出版物及びレコード等
- ( 文化財等 ) : 有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ( 地域における文化芸術 ) : 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能



## 04：本市の文化的特性

### ① 本市の文化振興施策

本市は、これまで様々な文化振興施策を実施してきました。

戦後間もない昭和25(1950)年には、市主催により高槻市文化祭を開催し、近年では、高槻市文化団体協議会などとの協働により、舞台芸術や展示会を中心に、市民が身近に文化を体験できるプログラムを展開しています。

また、昭和37(1962)年から開催している高槻市美術展覧会では、市民による創作活動の発表の場を提供するとともに、様々な美術作品を鑑賞する機会として多くの人に親しまれてきました。

このように、本市の文化活動が活発になっていくなか、平成元(1989)年には個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的に、高槻市文化振興事業団が設立されました。同事業団は本市の文化行政と密接な連携を保ちながら、文化振興のけん引役として文化事業の企画・実施、市民による活動への支援を行っており、本市の文化施策において重要な役割を担っています。

本市には、高槻現代劇場、生涯学習センターやクロスパル高槻といった市民の文化活動の場の提供を担ってきた文化施設があります。これらの施設は大小様々なホールや諸室を兼ね備え、市民の様々な活動の場として活用されているほか、講座や教室を開催し、市民の学習や交流の場として機能しています。今後は、老朽化した市民会館に替わる施設として整備が進められている高槻城公園 芸術文化劇場とあわせて、本市の拠点文化施設として、一体的に管理・運営することとしており、専門性を活かした文化事業、生涯学習事業を展開し、市民文化の醸成、にぎわいの創出、都市魅力の発信をさらに推進していく予定です。

### ② 市民による活発な活動

本市では、市民が主導する文化に関するイベントや事業が数多く行われています。市内の多くの地区で文化祭が開催され、作品の展示や、舞台発表など様々な催しが行われています。

市内外から多くの人々が訪れるイベントとしては、昭和45(1970)年に始まった「市民フェスタ高槻まつり」があります。高槻音頭や小・中学生を中心とした高槻ウェーブなどのパレードをメインイベントに据え、「まち」の賑わいを創出するとともに、地域の交流を促進するイベントとして長年市民に親しまれています。

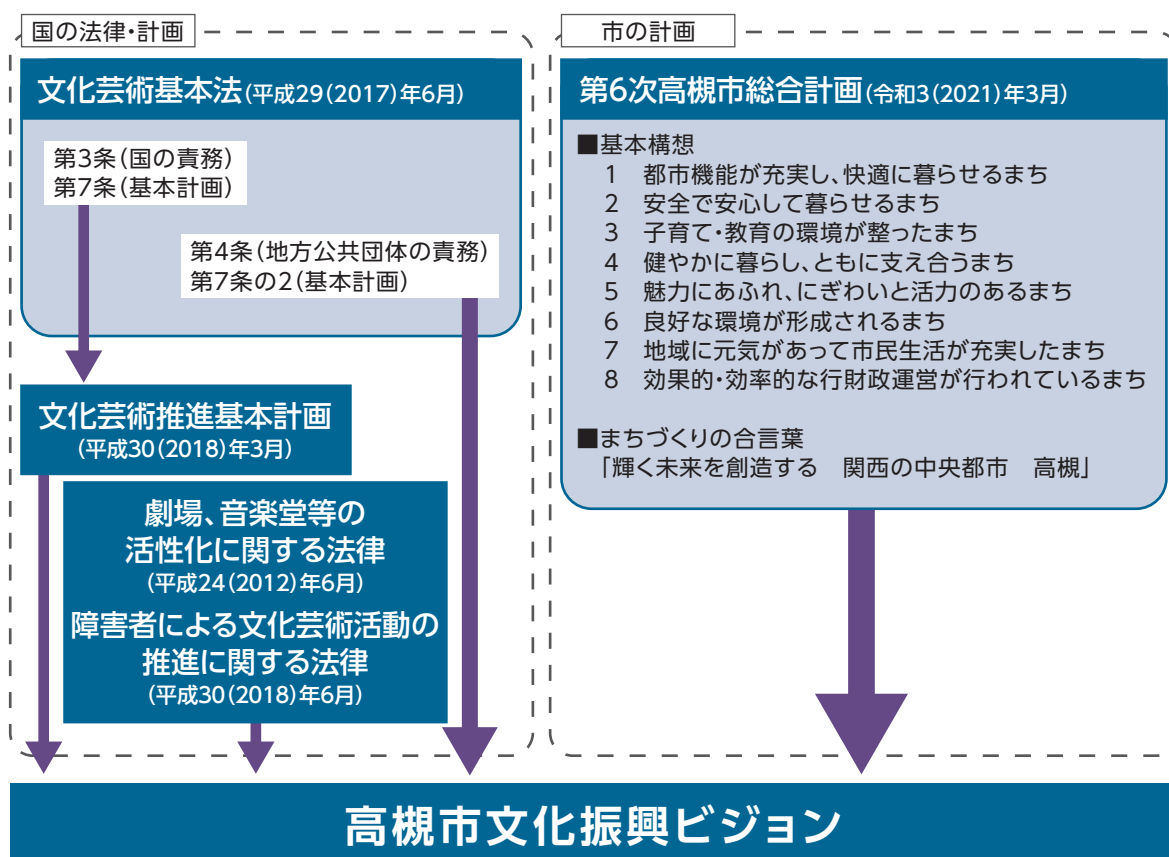
また、平成11(1999)年から毎年ゴールデンウィークに開催されている「高槻ジャズストリート」は、ボランティアによる運営のもと、市内60か所以上の会場でジャズ演奏が繰り広げられます。

毎年秋に開催される「たかつきアート博覧会」は、若手アーティストや学生などの参加も年々増え、「アートのまち高槻」を発信しています。

そのほか、「安満遺跡青銅祭」や「古墳フェス はにコット」など市民による手作りのイベントが新たに生まれています。

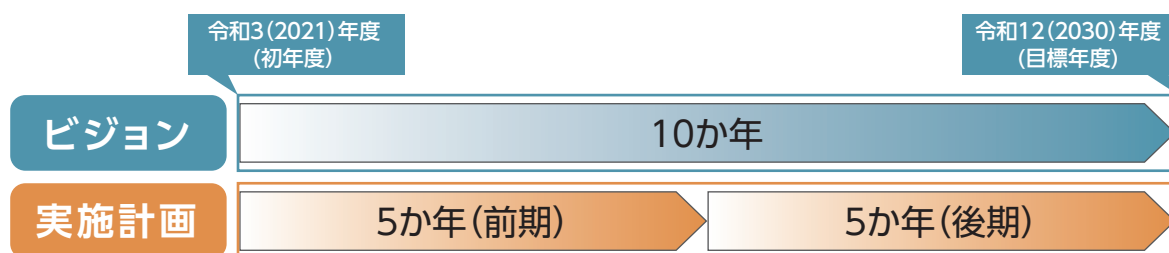
## 05：ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、「第6次高槻市総合計画」に基づき、本市の文化芸術の振興に関する基本的な方向性を示すもので、「文化芸術基本法」をはじめとした国の法律・計画や、関連する市の個別計画との整合性を図り、第1期ビジョン(平成26(2014)年4月から令和3(2021)年3月)に引き続き、推進していきます。



## 06：計画期間

本ビジョンの計画期間は、第6次高槻市総合計画の策定にあわせ、令和3(2021)年4月から令和13(2031)年3月までの10年間とします。前期5年、後期5年の実施計画にて進捗を図りつつ、新たな課題などへの対応が必要な場合は、適宜、見直しを行います。



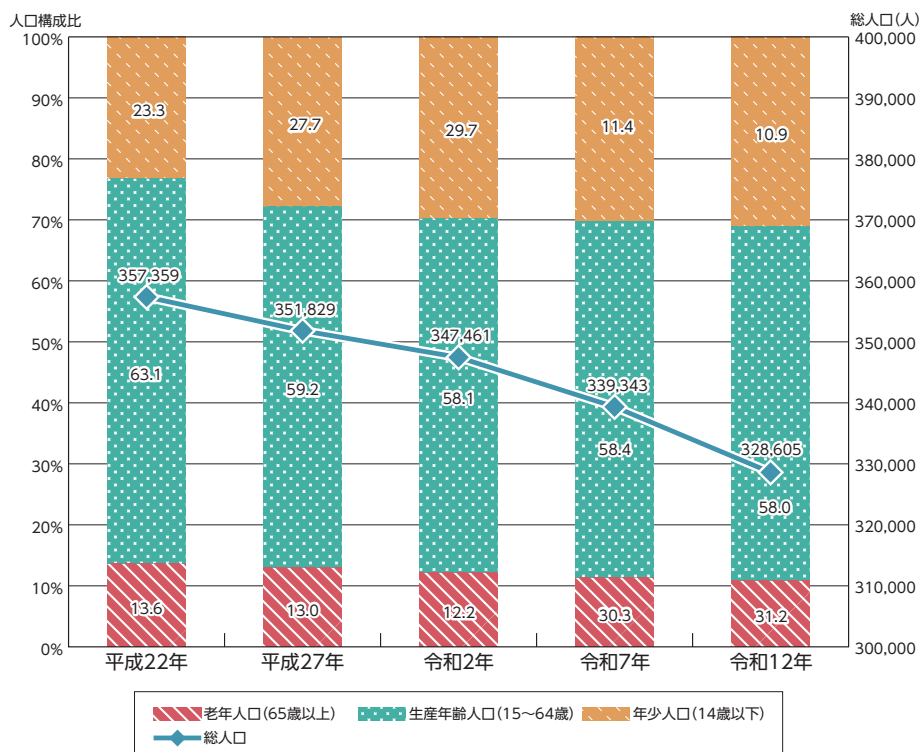
## [少子高齢化と人口減少]

本市の総人口は、令和2(2020)年3月末時点で、351,019人となっています。総人口は、昭和35(1960)年の約8万人から、昭和40年代の人口急増を受け、昭和50(1975)年には33万人に達し、その後は緩やかな増加が続きました。平成に入ってから、ほぼ35万から36万人台で推移してきましたが、直近10年をみると、平成22(2010)年以降は少子高齢化が進むとともに人口が減少しており、その傾向は今後も続くと思込まれます。

本市の人口構成は、昭和40年代の高度経済成長期に京阪神の住宅都市として人口が急増したことから、現在70歳前後の世代が多いという特徴を持っています。さらに全国的な傾向と同様に今後ますます高齢者の比率が高くなると見込まれるため、高齢者が、生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるように、生涯にわたって文化芸術にふれる機会を提供することが重要です。

一方、14歳以下の年少人口比率については、近年低下傾向にあり今後もその傾向が続くと推計されています。子育て、教育といった分野との連携を図り、子どもたちが心豊かに成長できる環境を整備していく必要があります。

本市の人口構成比の推計



出典:平成27(2015)年までは 総務省「国勢調査」による。令和2(2020)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」を基に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が作成した「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等(令和元年6月版)」を用いて作成(社会動態がゼロと仮定して作成)。

## [アンケートから見る現状と課題]

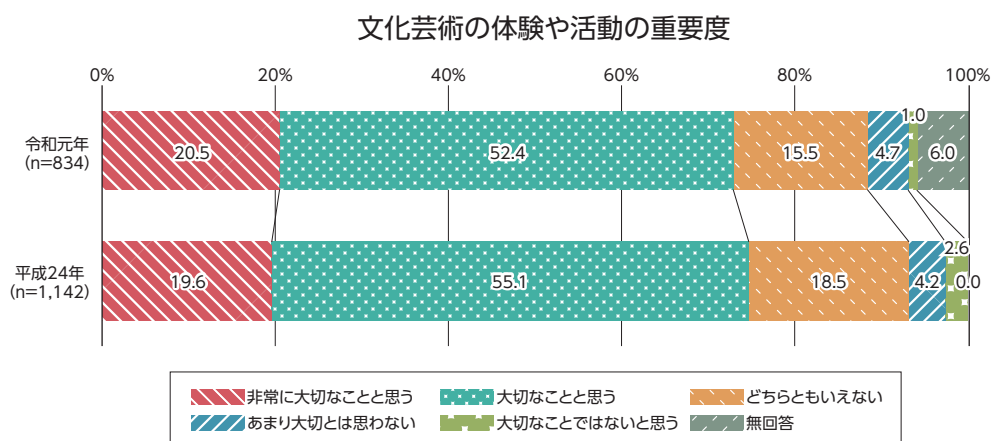
平成24(2012)年度に実施した「文化・スポーツに関するアンケート調査報告書」のデータと令和元(2019)年度に実施した「高槻市市民意識調査」の結果比較を通して本市文化振興の現状と課題を検証します。

※1資料の出典は『高槻市「文化・スポーツに関するアンケート調査報告書」(平成25(2013)年3月)』、『高槻市「高槻市市民意識調査」(令和元(2019)年度)』より

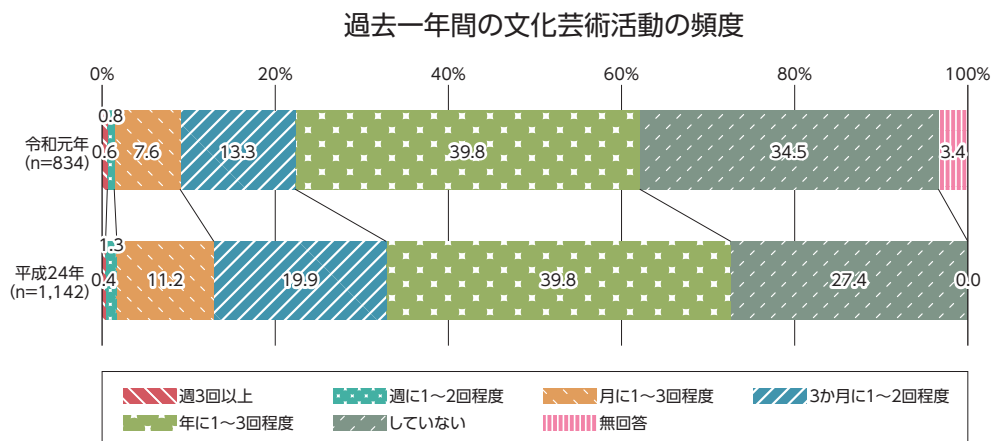
※2平成24(2012)年度調査と令和元(2019)年度調査の設問ごとの選択肢が一部異なる。合致しない選択肢は平成24(2012)年度調査の選択肢「その他」に集約して集計している。

## 文化芸術の市民意識と活動状況

文化芸術を体験することや活動することが大切と感じている割合は、平成24(2012)年度結果、令和元(2019)年度結果ともに70%を超えており、文化芸術の重要性への認識は変化していません。



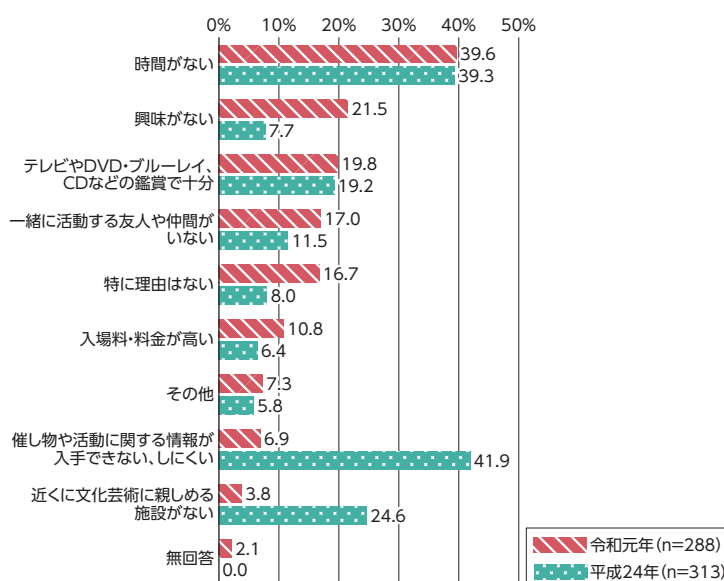
文化芸術に対する市民の活動状況として、過去1年間に1回以上文化芸術活動をしている人は平成24(2012)年度調査では70%を超えていましたが、令和元(2019)年度調査では65%を下回りました。



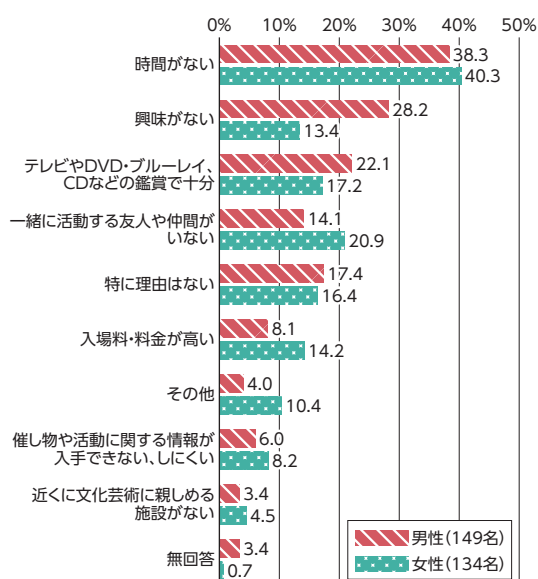
「文化芸術活動をしていない」と回答した人の主な理由としては、平成24(2012)年度調査と同様に「時間がない」という意見が多くみられました。また、「興味がない」「テレビやDVD・ブルーレイ、CDなどの鑑賞で十分」が増加しており、趣味や娯楽の多様化、メディアコンテンツの多様化などがあると考えられ、どのようにして幅広い層に文化芸術にふれる機会を提供していくのかということが課題です。

男女別にみると、男性は平成24(2012)年度調査で「魅力ある催し物が少ない」という理由が多くなっており、ニーズの把握が重要になってきます。一方、女性は両調査とも「一緒に活動する友人や仲間がいない」という項目が男性より目立っており、平成24(2012)年度調査では「家事・育児、介護などで忙しい」という項目が目立っており、市民が気軽に参加しやすい環境づくりが必要です。

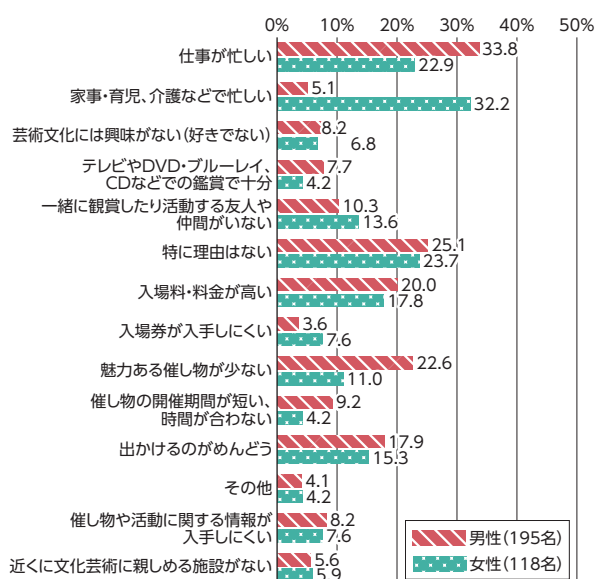
文化芸術活動をしていない理由



【令和元(2019)年度調査】

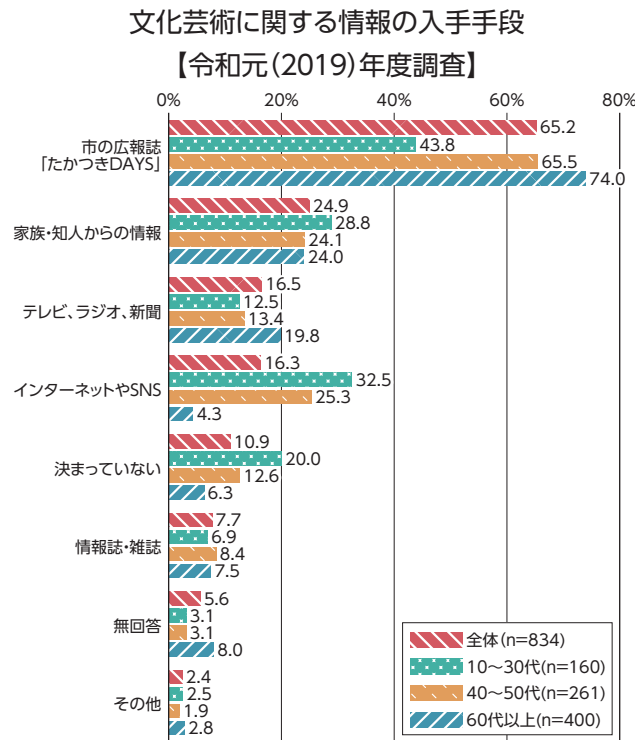


【平成24(2012)年度調査】



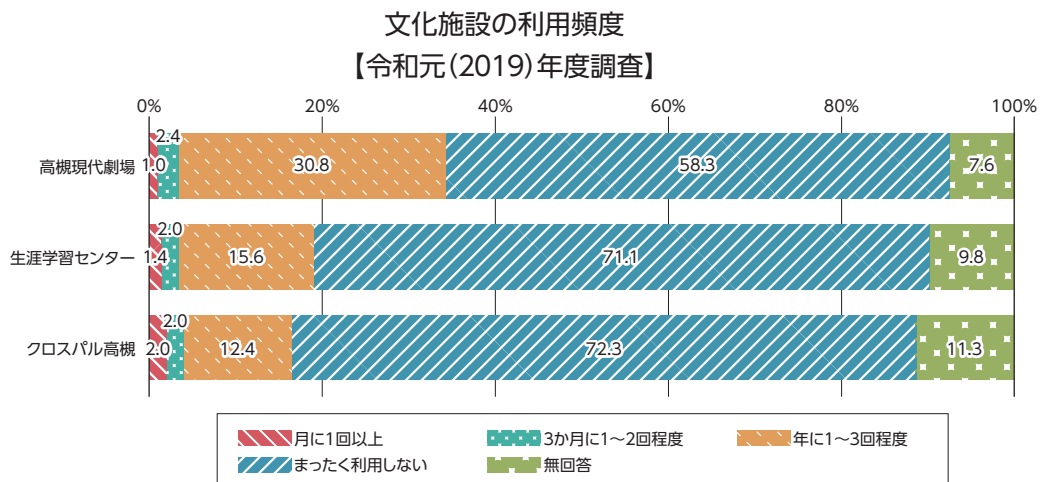
## 文化芸術に関する情報の入手手段

世代によって使用媒体に違いがみられることやインターネットやSNSの利用率があまり高くないことから、広報誌の活用に加えて、インターネットやSNSを活用していくことが重要であると考えます。その一方で、家族・知人から情報を得ている市民は年齢層に偏りなく一定数いることから、世代ごとに効果的な手法で情報発信を行い、受け手の市民からの拡散をねらうなど、より多くの市民に効率的に情報を提供できるよう工夫する必要があります。



## 文化施設の利用頻度

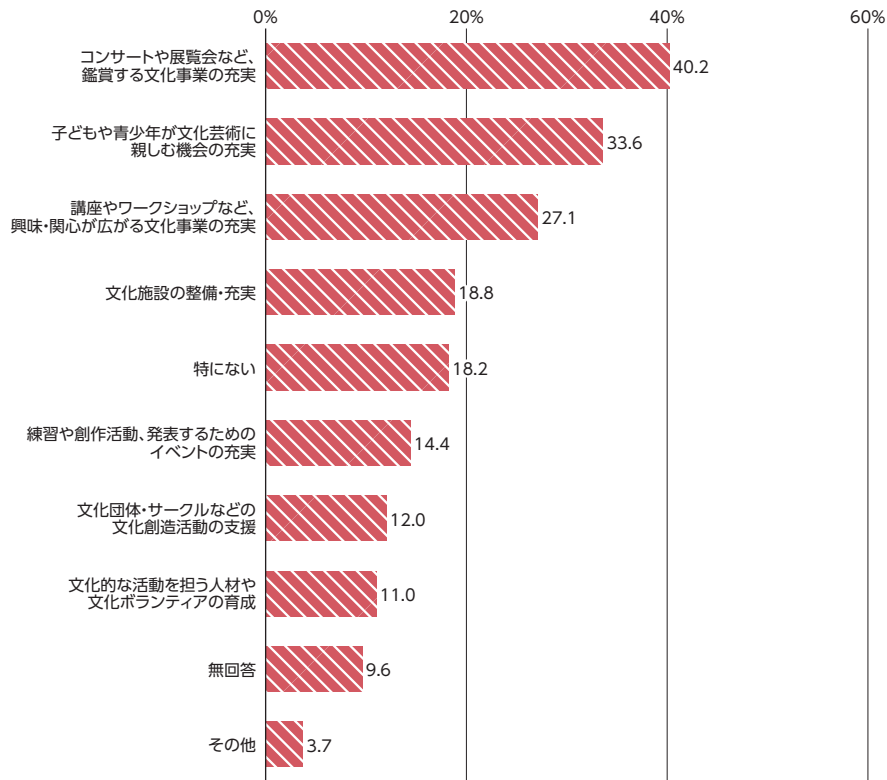
「まったく利用しないと回答した人は高槻現代劇場で60%弱、生涯学習センター及びクロスパル高槻では70%を超えています。高槻城公園 芸術文化劇場とあわせて、本市の拠点文化施設としての役割を担っていくためにより積極的な働きかけが必要になります。



## 本市が力を入れるべき施策

力を入れるべき施策で最も多かったのは「コンサートや展覧会など、鑑賞する文化事業の充実」となりました。そのほか、「子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の充実」や「講座、ワークショップなど、興味・関心が広がる文化事業の充実」といった項目が上位となりました。

文化振興のために本市が力を入れるべき施策  
【令和元(2019)年度調査】





平成24(2012)年度と令和元(2019)年度の調査を踏まえて、市民の文化芸術活動を振興していくために、下記の課題について取り組んでいくことが必要です。

## ●劇場の魅力、都市の魅力の向上、発信

高槻城公園 芸術文化劇場を核に生涯学習センター、クロスパル高槻を拠点文化施設として効率的に運営し、施設の柔軟な運用や、多様なプログラムを企画・実施していくことが必要です。

拠点文化施設を本市の文化芸術の創造、発信拠点として、様々な事業を展開し、産業・観光・教育・福祉など各分野との連携のもとに人々の交流促進、まちのにぎわい創出を図ります。

## ●文化芸術にふれるきっかけづくり

あらゆる人が文化芸術を身近に感じ、ふれることができる環境整備が必要です。

文化芸術の体験や活動の重要性は認識しているが、様々な理由でできていないと感じる市民がいます。「本市が力を入れるべき施策」のなかで「子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の充実」が上位であることに加えて、法改正の趣旨も鑑み、子どもや青少年、障がい者や高齢者などが文化芸術にふれるきっかけとなる、気軽に参加することができる事業を充実する必要があります。また、魅力的な事業をひとりでも多くの市民に届けられるよう情報発信の手法も工夫する必要があります。

## ●文化芸術活動への支援

市民の自主的な文化芸術活動が、引き続き活発に行われるためには、まち全体で支えていくことが必要です。市民による活動の輪を広げ、まちの活力を生み出すためには、行政だけでなく、市民や文化芸術団体、企業、市民活動団体など様々な個人や団体が、互いに協力・連携し、それぞれの持つ力を発揮していくことが必要です。



## 01：実現に向けた2つの柱

本市は、交通の要所として栄え、豊かな自然環境や歴史遺産、充実した都市機能を併せ持ち、多くの市民によって活発な文化芸術活動が行われる多様性のあるまちとして発展してきました。

市民が文化芸術に親しむことで、一人ひとりが心の豊かさを感じ、まちに一層の輝きをもたらします。本ビジョンは、その実現のために、以下の2つの柱からなる文化振興に取り組みます。

### ① 市民の活力を高める文化

### ② 都市の魅力を高める文化

#### ① 市民の活力を高める文化

文化芸術は、人々に楽しさや感動、生きる喜びや精神的な安らぎをもたらしてくれると同時に、様々な表現にふれることを通じて育まれる想像力は、多様な創造力の源となります。

また、文化芸術は、人と人との間につながりを生み出します。ともに鑑賞することで生まれる共感や、集団で取り組む活動のなかで深めていく絆、多様な文化や価値観を持つ人々との交流などにより、相互に理解・尊重し合う土壌が育まれ、文化芸術をきっかけとしたコミュニケーションが生まれます。

文化芸術に親しむことは、人がより豊かに生きるための糧であり、生まれながらにして保障されている権利です。自分を自由に表現し、友人・家族・社会から認められることは、人との関わりのなかで生きる、すべての人の生きがいにつながります。

本市では、このような文化芸術の力を活かし、文化を創る、支える側の人にとっても、親しむ、参加する側の人にとっても活力が高まることを目指します。

#### ② 都市の魅力を高める文化

文化芸術は、人々の豊かな暮らしのために必要なものであると同時に、社会を活性化し、地域の魅力を高める力を持っています。

人々の価値観や生活様式が多様化していますが、自らの住環境として、効率性や利便性のみを追求した都市が、必ずしも魅力を感じさせるものとは限りません。特色ある文化や、良好なまち並みや景観、地域や生活に根ざした文化的風土によって、まちににぎわいや活力がある都市がより豊かな暮らしを送ることができる都市であるといえます。

文化芸術を通して、地域で互いに協力し、活動に取り組むことが、わたしたちの「まち」への愛着を育み、「ふるさと」としての想いを醸成します。自分たちの住むまちを誇りに思う気持ちが、このまちをよくしていきたいという想いとなり、創造的で活動的な市民の輪を広げていきます。市民の活発な活動は「まち」の個性を輝かせ、住む人の誇りとなっていきます。また、多くの人々の関心を集める文化芸術は、交流・定住人口の増加につながります。

本市では、このような文化芸術の力を活かし、本市の都市としての魅力を高めることを目指します。

## 02 : 4つの基本方針と8つの施策体系

上述の目指すべき姿の実現に向け、以下の4つの基本方針を掲げます。

### 基本方針1 文化芸術に親しむ機会の創出

- ① あらゆる人が優れた文化芸術にふれる機会の充実
- ② 障がい者・高齢者が文化芸術に親しむ機会の拡充
- ③ 子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の拡充
- ④ 生涯学習の充実

### 基本方針2 地域・関連分野との連携・支援

- ① 本市の魅力を高める活力ある文化芸術活動等への支援
- ② 地域施設における文化芸術活動の場の充実
- ③ 産業・観光分野との連携

### 基本方針3 劇場の魅力向上

- ① 高槻城公園 芸術文化劇場における事業の展開
- ② 拠点文化施設の一体管理による効率的な管理運営
- ③ 高槻城公園として調和の取れた空間づくり

### 基本方針4 効果的な情報発信

- ① 広報誌やSNS等を活用した幅広い世代、対象に向けた効果的な情報発信
- ② 本市独自の文化振興施策等を通じた情報発信

また、4つの基本方針に基づいた8つの施策体系からなる施策を実施することで、2つの柱となる文化芸術の振興に取り組み、上位計画である第6次高槻市総合計画の実現を推進します。

## 『第2期文化振興ビジョンの方向性』

計画期間 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度(10カ年)

### 2つの柱

市民の活力を高める文化 都市の魅力を高める文化

2つの考え方を柱に4つの基本方針を策定

### 4つの基本方針

<p><b>文化芸術に親しむ機会の創出</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①あらゆる人が優れた文化芸術にふれる機会の充実</li> <li>②障がい者・高齢者が文化芸術に親しむ機会の拡充</li> <li>③子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の拡充</li> <li>④生涯学習の充実</li> </ul>	<p><b>地域・関連分野との連携・支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①本市の魅力を高める活力ある文化芸術活動等への支援</li> <li>②地域施設における文化芸術活動の場の充実</li> <li>③産業・観光分野との連携</li> </ul>
<p><b>劇場の魅力向上</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①高槻城公園 芸術文化劇場における事業の展開</li> <li>②拠点文化施設の一体管理による効率的な管理運営</li> <li>③高槻城公園として調和の取れた空間づくり</li> </ul>	<p><b>効果的な情報発信</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①広報誌やSNS等を活用した幅広い世代、対象に向けた効果的な情報発信</li> <li>②本市独自の文化振興施策等を通じた情報発信</li> </ul>

4つの基本方針実現のために8つの施策体系を設定

### 8つの施策体系

鑑賞	普及育成	交流連携	文化芸術活用
文化芸術活動支援	拠点文化施設の管理運営	地域施設の管理運営	情報戦略強化

## 基本方針 01 文化芸術に親しむ機会の創出

### ① あらゆる人が優れた文化芸術にふれる機会の充実

文化芸術にふれることは、心に潤いをもたらし、生活を豊かなものにすると同時に、人々の創造性を育む土壌となり、特色ある文化芸術を育むことにつながります。

働く世代、子育て世代など文化芸術に親しむ機会の少ない市民をはじめ、文化的な背景や経済的な状況などによらず、あらゆる市民が文化芸術に関心を持ち、親しむことができるように、身近に優れた文化芸術にふれ、また創造・発表などの文化芸術にかかる活動に参加できる機会を充実します。また、(公財)高槻市文化振興事業団をはじめ、文化団体協議会などの文化芸術団体、企業、市民活動団体、行政などが連携して、文化芸術に関わる活動をささえる環境を整備します。

### ② 障がい者・高齢者が文化芸術に親しむ機会の拡充

文化芸術には、障がいの有無や年齢にかかわらず、文化芸術にふれ、参加することを通して、社会に参加する第一歩となることが期待されています。

障がいや高齢を理由に文化施設に足を運ぶことが困難な人に対して、劇場などの文化施設から外へ出て、福祉施設などと連携しながら、文化芸術を届けるアウトリーチ事業を行うなど、障がい者・高齢者が文化芸術に親しむ機会を拡充していきます。

### ③ 子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の拡充

子どもが幼い頃から文化芸術にふれることは、豊かな感性を養うとともに、想像力や創造性、コミュニケーション能力を育むなど、様々な可能性を高めてくれます。

また、子どもが継続して文化芸術に親しむことは、将来において創造力を発揮し、活躍する人材としての成長にもつながります。

そのため、小・中学校や地域の施設などと連携し、鑑賞機会を積極的に提供するとともに、子どもたちの創造性を育む機会を拡充していきます。

### ④ 生涯学習の充実

一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができる環境を整えます。

また、文化芸術活動を通じた市民相互の交流の機会を提供し、地域での新たな活動の輪を広げることで、自主的な活動を促進するため、生涯学習センターを中心として、市内外の大学や研究機関などとの連携による各種講座を提供します。

## 基本方針02 地域・関連分野との連携・支援

### ① 本市の魅力を高める活力ある文化芸術活動等への支援

本市の魅力を高めていくためには、本市の特色ある資源を掘り起こし、都市イメージや知名度を向上させるものに対して積極的に支援することが必要です。

本市の魅力を高め、多くの人を引き寄せる活力ある文化芸術活動などに対して、重点的に支援を実施します。

### ② 地域施設における文化芸術活動の場の充実

地域の様々な施設は、市民が身近に文化芸術に親しむだけでなく、人と人をつなぎ、コミュニケーションの輪を広げていく「場」にもなります。

歴史館・資料館や公民館、図書館に加え、地域が運営するコミュニティセンターでは、多彩な講座や教室が開催され、身近な活動や学習の場として多くの市民に親しまれています。

そのため、地域の施設では、引き続き、多くの市民がいきいきと活動に取り組める環境づくりに努めます。

また、安満遺跡公園や高槻城公園などの屋外施設も市民の文化芸術活動の「場」として活用していきます。

### ③ 産業・観光分野との連携

文化芸術やアート活動といった多様な取組を、幅広く社会に向けて発信していくなかで、文化芸術の振興にとどまらず、産業や観光など様々な分野とも連携し、まちづくりの課題解決につなげることもできます。

地域資源を活かした体験型交流観光プログラムの取組や本市の誇る文化財などの活用を軸に、文化芸術の持つ創造性を活かして産業振興や観光振興、地域の活性化に繋がる活動を推進します。

## 基本方針 03 劇場の魅力向上

### ① 高槻城公園 芸術文化劇場における事業の展開

長く市民に親しまれてきた市民会館は、老朽化のため新たな文化施設「高槻城公園 芸術文化劇場」（令和4(2022)年度完成予定）への建て替えを進めています。また、その開館にあわせ、現在「文化ホール」として利用されている建物を「高槻城公園 芸術文化劇場 北館」と改めます。

高槻城公園 芸術文化劇場は、コンセプトとして「ひと・まち・未来が輝く 文化芸術の創造・発信拠点」を掲げており、文化芸術を通して人が集い、交流が生まれる拠点とすることで、まちのにぎわいと魅力の向上を目指します。

演劇やダンスなどの公演、オーケストラのコンサートなど、市民に多彩な鑑賞機会を提供するほか、文化芸術を通して、市民・アーティスト・地域・企業などの交流を促進するような事業や、施設外へのアウトリーチなどの事業を展開していきます。

### ② 拠点文化施設の一体管理による効率的な管理運営

本市の文化芸術の拠点となる文化施設（高槻城公園 芸術文化劇場、生涯学習センター、クロスパル高槻）を一体的に運用し、その機能の強化や市民サービスの向上を図るとともに、文化芸術の「場」を広げる中心として位置づけます。

また、市民のニーズに応じた運営を行い、施設や設備などの整備・改修を行うことで、市民が文化芸術活動の場として利用しやすい環境づくりに取り組みます。

### ③ 高槻城公園として調和の取れた空間づくり

高槻城公園内に新たに整備される高槻城公園 芸術文化劇場と高槻城公園を一体的に整備することで、調和の取れた魅力ある空間を形成します。さらに、現在の市民会館の敷地を公園区域に編入し、同劇場を核とした文化交流の場とするとともに、高槻城の歴史とみどりに囲まれた、憩いとにぎわいの空間を創出します。

また、高槻城公園は、同劇場との連携した利活用を可能とするため、効果的な管理運営方法を検討します。

## 基本方針 04 効果的な情報発信

### ① 広報誌やSNS等を活用した幅広い世代、対象に向けた効果的な情報発信

市民が文化芸術に興味・関心を持ち、鑑賞や創造を行うにあたり、情報の集約や発信は大きな役割を果たしており、その整備は文化芸術活動をささえる大切な基盤となります。

場面・地域・年代などの対象にあわせた効率的かつ効果的な情報発信のため、広報誌やSNS等を活用します。また、市民ニーズを把握しつつ、公演・教室・講座や文化施設の情報を集約し、提供することで、文化芸術のネットワーク構築を図ります。

また、市民や文化芸術団体、企業など様々な主体がそれぞれ得意とする分野で能力を発揮できるよう、連携を促していきます。

### ② 本市独自の文化振興施策等を通じた情報発信

本市の都市イメージや知名度を高めるためには、本市独自の文化振興施策、多様な文化芸術に関する情報を、市民が広く共有・再認識し、市内外へと積極的に発信していくことが重要です。まちを知ることは、まちへの愛着を育み、新たな価値を再発見することにもつながります。

高槻城公園 芸術文化劇場を中心に魅力ある本市の文化芸術を市内外に発信します。そのために既存の情報発信手法のみならず、より効果的な情報発信手法を検討していきます。



## 01：期待される役割

ビジョンを推進するにあたっては、(公財)高槻市文化振興事業団を核として、市民、高槻市文化団体協議会をはじめとする文化芸術団体、行政、学校、民間団体など文化芸術に関わる様々な個人や団体が、それぞれの役割や責務を認識し、相互に連携・協力していくことが必要です。

以下に、期待される役割を明らかにします。

### |(公財)高槻市文化振興事業団

(公財)高槻市文化振興事業団は、あらゆる人に対して多様な文化芸術にふれる機会を提供することや、文化芸術活動への支援、様々な個人や団体をつなぐ橋渡しを行うなど、本市の文化振興をけん引していく役割が期待されます。

また、高槻城公園 芸術文化劇場をはじめとする拠点文化施設の管理者として、これまで培ってきた知識と経験を活かし、高槻の新たな魅力を創造するための活動を展開することが求められます。

### |市民

文化芸術に親しみ、取り組み、支えるのは、一人ひとりの市民です。一人ひとりが文化芸術への理解を深め、主体的に関わる意識を持ち、積極的に活動することが心豊かな生活へとつながります。

市民による文化芸術活動の輪を広げていくためには、身近な人への呼びかけや活動への誘いなど、文化芸術活動に主体的に参加することが期待されます。

### |芸術家・文化芸術団体

芸術家や文化芸術団体は、文化芸術の創造を通じて、市民の文化芸術への興味・関心を高め、活動を促すとともに、将来の文化芸術を支える人材を育成するなどの、様々な役割を果たすこととなります。

また、高槻市文化団体協議会をはじめ、芸術家や文化芸術団体が連携し、様々な市民が参加できる事業を企画・運営することで、多様な文化芸術を育むことが期待されます。

### |民間団体(企業・市民活動団体等)

文化芸術の様々な効果は、地域経済や社会福祉、教育、地域コミュニティなど幅広い分野において期待されています。そのため、市内の企業、ギャラリー、市民活動団体、商店街や百貨店、文化教室などには、文化芸術を意識し、活動の機会や場を提供するなどの支援が期待されます。



## 学校等

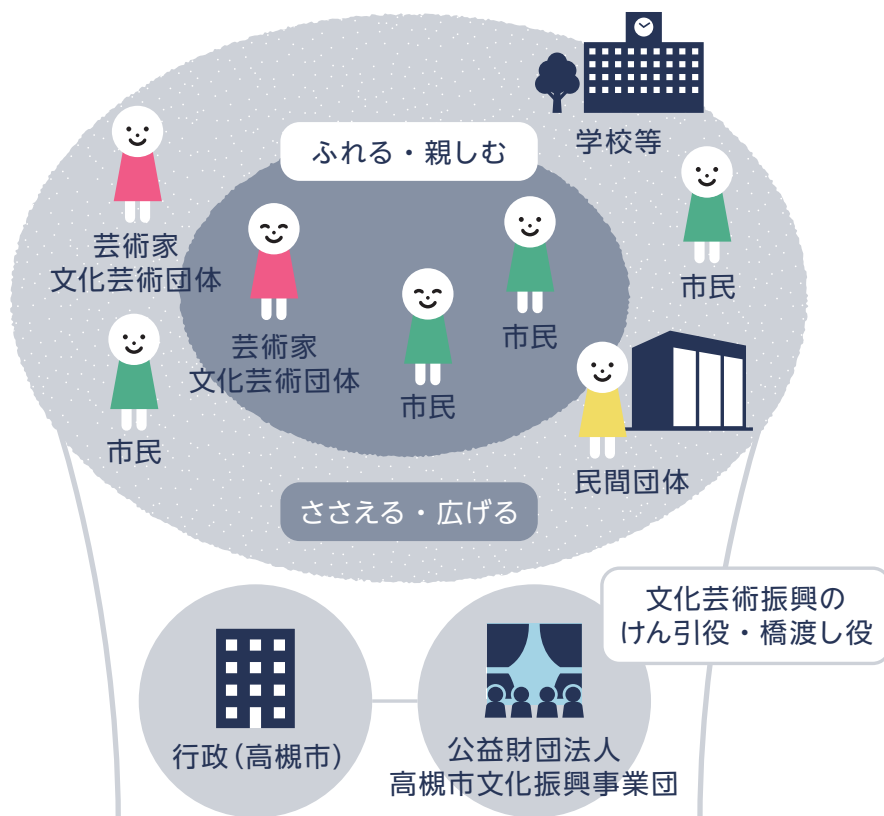
幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校などにおいて、文化芸術の鑑賞・創造・発表の機会を積極的に提供していくことが期待されます。

大学には、専門性を活かした公開講座の開催や、地域のイベントなどでの連携のほか、文化芸術に関心を持つ学生と地域との関わりをサポートすることが期待されます。

## 行政

市民が主役であるという考え方に立ち、拠点文化施設や社会教育施設などを適切に運営し、文化芸術活動の場の充実や積極的な情報提供などを通じて、市民が活動しやすい環境づくりを図ります。

また、都市としての魅力を高めるため、地域の文化的資源の発掘に努め、新たな創造のための支援を行い、戦略的に文化振興施策を推進していきます。



## 02 : ビジョンの推進

本ビジョンを推進していくために、それぞれの基本方針に位置づけられる施策について実施計画を策定し、そのなかで毎年進捗管理を行い、着実な推進を図っていきます。

進行状況や時々々の課題については、高槻市文化振興審議会に報告し、必要に応じて実施計画の見直しを行います。





# 資料編

---

# 高槻市文化振興審議会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

上原 恵美(うえはら えみ)	京都橘大学名誉教授	会長
衣川 雅子(きぬがわ まさこ)	高槻市市民公益活動 サポートセンター	
国久 昌弘(くにひさ まさひろ)	高槻市コンサート協会 会長	
杉田 由紀子(すぎた ゆきこ)	市民公募委員	
中川 幾郎(なかがわ いくお)	帝塚山大学名誉教授	
中村 泰士(なかむら たいし)	作詞家・作曲家	
檜山 裕美子(ひやま ゆみこ)	高槻市立中学校校長会 会長	
宮原 保男(みやはら やすお)	高槻市文化団体協議会 会長	副会長
森本 信之(もりもと のぶゆき)	高槻市議会議員	
山下 里加(やました りか)	京都芸術大学教授	

(注)令和2年7月1日現在

## <策定経過>

令和2年7月20日	令和2年度第1回高槻市文化振興審議会 (1)次期高槻市文化振興ビジョンの策定について(諮問) (2)高槻市文化振興ビジョンのまとめについて (3)次期高槻市文化振興ビジョンの骨子案について (4)新文化施設「高槻城跡公園 芸術文化劇場」の整備の取組について (5)その他
8月31日	令和2年度第2回高槻市文化振興審議会 (1)次期高槻市文化ビジョン素案について (2)高槻城跡公園 芸術文化劇場に係る地域再生計画の評価について (3)その他
10月 9日	令和2年度第3回高槻市文化振興審議会 (1)次期高槻市文化振興ビジョン答申案について (2)その他
10月21日	高槻市文化振興審議会からの答申
12月21日～ 令和3年1月20日	パブリックコメントの実施





■■ 第2期 高槻市文化振興ビジョン ■■

令和3(2021)年3月

高槻市街にぎわい部文化スポーツ振興課

TEL 072-674-7414